

部活動に係る活動方針

静岡県立焼津中央高等学校

1 部活動の意義

(1) 「静岡県部活動ガイドライン」による部活動の意義

・部活動が生徒の人格形成に大きく寄与しており、日本の学校文化の中で極めて重要な役割を果たしてきていること

・より高い水準や記録に挑戦したいという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有していること

・生徒が異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性を育むことができる点で大切な役割を担っていること

・目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する「有徳の人」の育成に資するものであること

上記の意義を認めることができる部活動は、「文・武・芸」三道の鼎立を目指す本県の教育の理想を追求する上で、学校教育活動の重要な柱の一つです。

(2) 本校における部活動の意義

本校では、「たくましい人間になろう たしかな人間になろう ゆたかな人間になろう」という生活信条のもと、「真理を探究し、高雅な教養と豊かな心情を育て、人格の調和を図るとともに、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた真に社会に貢献しうる、心身ともにたくましく健康な人材を育成する」を教育目標としています。

他者とののかかわり合いの中で、規範意識を育てたり、国際化社会で活躍できる主体性や行動力を培ったりする場として、部活動は重要な役割を果たしており、全学年が一体となって特別活動や部活動を行う場面を設けています。

これらの活動を通して、生徒が自己肯定感を高めたり、豊かな社会性を身に付けたりすることを期待しています。また、部活動が果たす役割の重要性を踏まえ、本校では全ての生徒が部活動に所属し、クラスや学年を越えた異年齢集団で、豊かな人間性を育む活動を行っています。

2 本校における部活動活動方針

(1) 活動目標

- ア 仲間や教員との関わりの中で、社会性や規範意識を育成する。
- イ 知力・感性・社会性・体力等、バランスのとれた心身の成長を促す。
- ウ 大会やコンクールへの参加や日常的な活動を通して、目標に向かって努力する態度を培う。
- エ 生涯に渡ってスポーツや芸術活動等に親しむことができるよう、基礎的な実践力を育成する。
- オ 生徒や教員が、家族と過ごしたり自己を研鑽したりする時間を十分確保できるよう、部活動時間を効率化する。
- カ 生徒同士のいじめ、教員からの生徒へのわいせつ・セクシャルハラスメント行為・体罰の防止と根絶を図る。

(2) 成果目標

- ア 「部活動に一生懸命取り組んでいる」と応える生徒の割合 80%以上
- イ 各部活動が年度当初に設定した目標を達成する部活動の割合 70%以上

(3) 目標達成のための具体的な取組

- ア 部活動検討委員会の設置
 - (ア) 構成
教頭、事務長、生徒課長、生徒課部活動担当、運動部代表、文化部代表
 - (イ) 検討内容
休養日や活動時間の設定、適切な部活動の設置と顧問の配置、外部指導者の効率的な活用、指導者の資質向上、わいせつ・セクシャルハラスメント行為・体罰の防止と根絶、事故防止に向けた研修の企画と実施 等
- イ 生徒部長会の設置
- ウ 平常時の部活動休養日及び活動時間の設定
 - (ア) できる限り短時間に、医・科学的・合理的でかつ効率的・効果的な活動となるように配慮する。
 - (イ) 試合期等でまとまった練習等が必要な場合など、状況により柔軟な対応をする。
 - (ウ) 超過した活動日数や時間については、長期休業中やテスト期間、シーズンオン・オフ等の期間を活用し、生徒がまとまった休養が取れるよう配慮する。
 - (エ) 適切に保護者や生徒等に周知する。

<参考>部活動・委員会活動時間（本校内規）

1 平常の活動

- (1) 放課後の活動時間は、月～金は 19 時までとし、その後、速やかに下校する。
土・日曜日、祝日は、原則として 17 時までとし、その後、速やかに下校する。
- (2) 朝の活動時間は 7 時 30 分から 30 分程度とする。
また、各種補習は上記部活動に優先するものとする。
- (3) 活動時間の延長は、顧問が特に必要と判断した場合に、顧問または、顧問より依頼を受けた本校職員の直接の監督で行われるとともに、校長に申請書を提出し許可を得た場合に限る。

2 休養日

- (1) 原則として週当たり 1 日以上休養日を設ける。

3 テスト前 1 週間

- (1) 放課後・休日の活動は、原則として行わない。ただし、顧問が特に必要と判断した場合は、校長に申請書を提出し許可を得れば、活動することができる。この場合の活動時間は最大でも 2 時間とする。
- (2) 朝の活動は平常通り行ってもよい。
上記 1－(2) の規定通り。

4 テスト期間中（最終日を除く）

- (1) 原則として行わない。
- (2) 顧問が特に必要と判断した場合は、校長に申請書を提出し許可を得れば、活動することができる。この場合、活動時間はテスト終了後 1 時間程度とする。